

御所市義務教育学校建設に関する基本設計及び実施設計業務
公募型プロポーザル質問回答書 [5月15日回答]

No	資料名(項)	質問内容	回答
1	I.募集要項 P1. 2.(3) 履行期間	履行期限は令和10年5月31日までとなっていますが、基本設計の完了時期にご指定はあるでしょうか。	令和9年7月末を想定していますが、協議により決定したいと考えています。
2	I.募集要項 P1. 2.(4) 契約書	契約書の様式を開示いただくことは可能でしょうか。	契約書(案)を追加資料としてホームページに公表します。
3	I.募集要項 P1. 2.(4) 支払条件	支払いの時期は基本設計完了時および実施設計完了時の2回でしょうか。また、前払いをご請求させていただくことは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。詳細は協議により決定したいと考えています。
4	I.募集要項 P3. 3.(3) 参加資格要件	「施設分離型」とは異なる敷地に存する複数の建築物によって小中学校が構成されている(小学校と中学校が別敷地)ものを指し、同一敷地内に存する建築物(渡り廊下によって接続されている複数の建築物を含む)によって小中学校が構成されているものは「施設一体型」に分類されると解釈してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	I.募集要項 P3. 3.(3) 参加資格要件	同種・類似業務の過去実績については、工事が完了していなくても設計業務が完了していればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	I.募集要項 P3. 3.(3) 参加資格要件	義務教育学校の増築の基本設計・実施設計業務実績も同種・類似業務実績として認められますでしょうか。	増築の基本設計・実施設計業務は実績として認めますが、増築した部分の面積のみが対象となります。
7	I.募集要項 P3. 3.(4) 参加資格要件	募集要項 P3 では(4)応募者の有資格者の配置について①～⑤によるとありますが、仕様書 P1 では(6)技術者の資格では⑥⑦⑧が追加されています。募集時点では要項上の①～⑤が必須であり、仕様書上の⑥⑦⑧の資格要件における技術者については、業務開始時点で配置できれば良いと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

8	1.募集要項 P3. 3.(4) 参加資格要件	当該ページには①～⑤の技術者に求められる資格が記載されていますが、仕様書 P.1(6)には⑥～⑧が追記されています。仕様書を正と考えてよろしいでしょうか。また仕様書が正の場合、⑥～⑧の技術者は協力企業に所属するものでよろしいでしょうか。	参加表明書提出時点では、募集要項 P3.3.(4)に定めている①～⑤の有資格者の配置が必須となります。なお、業務開始時点では、参加表明書提出時点の有資格者の配置に加え、仕様書 P1.1.(6)に定めている⑥～⑧の有資格者を配置してください。⑥～⑧の技術者の所属は、協力企業に限りません。
9	1.募集要項 P5. 5.(2) 質問の受付及び回答	技術提案書に関する質問の回答も随時 HP で公表でしょうか。また、期限内であれば複数回の質問は可能でしょうか。	回答がまとまり次第、随時ホームページにて公表します。また、期限内であれば複数回の質問は可能です。
10	1.募集要項 P5. 5.(3) 参加表明書の提出	法人に雇用されていることを証明する資料として「雇用保険被保険者証」を提出することで証明できると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	1.募集要項 P5. 5.(3) 参加表明書の提出	仕様書等の記載がありますが、延床面積が確認できる図面（概要書）での添付で宜しいでしょうか。また仕様書の場合は面積記載のある部分のみの抜粋資料で宜しいでしょうか。	一次審査において参加資格・実績を確認するための資料は、「発注者・業務名・施設類型・設計種別・施設概要・履行期間・技術者の立場」が明確に判別できるものであれば、概要書や仕様書等の該当箇所の抜粋資料等、形式は問いません。ただし、該当箇所が容易に確認できるようマーカを引く等の処置を施したうえで提出してください。
12	1.募集要項 P5. 5.(3) 参加表明書の提出	実績を証明する資料として「施設概要が確認できるもの（仕様書等）の写し」とありますが、確認済証の写しでも認められると考えてよろしいでしょうか。（施設用途、構造、規模がわかればよろしいでしょうか）	質問 11.の回答のとおりです。
13	1.募集要項 P8. 5.(6) プレゼンの実施	共同企業体構成企業の参加も検討しているため、6～8 名程度に参加人数を増やして頂けないでしょうか。	プレゼンの参加人数は 6 名以内とします。
14	1.募集要項 P8. 5.(6) プレゼンの実施	提出した技術提案書を基にアニメーション等の追加は可能でしょうか。	不可とします。提出した技術提案書のみでプレゼンを実施してください。ただし、技術提案書をプロジェクターによる投影は認めています。

15	2.様式 参加表明書	参加表明に提出する書類の様式 3-1 から様式 8 までで押印が必要な書類は様式 3-1 若しくは様式 3-2 だけで宜しいでしょうか。また、様式 9 の技術提案書や様式 11 の参考見積書も押印は不要でしょうか。㊟の印が様式 3-1 と様式 3-2 だけなので確認させてください。	お見込みのとおりです。
16	2.様式 様式 4 業務実績調書	同一建築物内に小学校と中学校を併設した施設(小中一体校)の実績を記載する場合、小中一貫校ではありませんが同時に設計を行っているため、小学校と中学校の合計面積を記載してもよろしいでしょうか。	同一建築物内に小学校と中学校を併設した施設(小中一体校)は同種業務として扱います。その際、設計を同時に行った場合、小学校と中学校の合計面積を記載してください。
17	2.様式 様式 5 業務実施体制	欄外に「・・・各法人に雇用されていることを証明する資料(保険証等)の写しを添付してください。」と記載がありますが、雇用保険被保険者証の写しでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	2.様式 様式 5 業務実施体制	共同企業体で参加する場合、様式 5 に土木技術者及び照査技術者の欄が必要でしょうか。	必要ありません。
19	2.様式 様式 6 様式 7 技術者調書	管理技術者、および建築(総合)主任担当技術者の手持業務の状況欄について、地方公共団体が発注した義務教育学校・小中一貫校・小学校・中学校の改築・新築の基本設計または実施設計業務以外の業務も含めて記載してもよろしいでしょうか。	手持業務は、参加表明書提出時点で、義務教育学校・小中一貫校・小学校・中学校の改築・新築の基本設計または実施設計業務に関わらず地方公共団体が発注した契約金額 500 万円以上の業務を記載してください。
20	3.仕様書 P1. 1.(6) 技術者の資格	技術士は建設部門保有者であれば選択科目は不問でしょうか。	本事業に関連が高い「都市及び地方計画」「道路」「土質及び基礎」「施工計画、施工設備及び積算」「河川」の科目とします。
21	3.仕様書 P4. 2.(2) 設計業務の方針	土壌汚染調査業務は別途と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、土壌汚染に関する申請業務は含まれています。
22	3.仕様書 P4. 2.(2) 設計業務の方針	設計期間中に、受注者が参加すべきワークショップの開催は予定されているでしょうか。予定されている場合は回数をご教示ください。	ワークショップの開催は予定していません。

23	3.仕様書 P4. 2.(2) 設計業務の方針	「御所中学校敷地に学童施設を計画予定のため、調整を行うものとする。」と記載がありますが、業務内容をご教示ください。また基本計画 P.14 にて「…本計画外で別途検討を実施します。」とありますので、学童施設の設計業務は別途と考えてよろしいでしょうか。	御所中学校敷地に計画する学童施設については、本業務において必要な配置調整を行うものとします。 なお、学童施設そのものの設計業務については、本業務の対象外とし、別途検討を予定しています。
24	3.仕様書 P5.P6.2.(3)(4) 工事費の積算	工事費の積算にあたり、令和7年3月に公表されている基本方針 P.25 に記載されている概算事業費をおおよそのイメージとして検討してもよろしいでしょうか。	令和7年3月公表の基本方針に記載の概算事業費を参考としていただいで差し支えありません。ただし、設計業務の中で昨今の物価変動、社会情勢等を踏まえた事業費の精査を行ってください。
25	3.仕様書 P7.2.(5)(6) 土木設計業務	基本計画 P.19・20 に外構計画、駐車・駐輪台数が検討事項として掲載されています。当該検討事項は、仕様書に記載の業務内容および成果品を補完するものとして、敷地外のものを除き全て本業務内にて実施するものと想定して見積もればよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。ただし、追加資料、「位置図(バスロータリー・保護者送迎スペース等(予定))」による整備計画は本業務に含まれます。
26	3.仕様書 P7.2.(5)(6) 土木設計業務	敷地造成設計が業務に含まれていますが、基本計画 P.22 に浸水対策として「1階床の高さを地盤面より0.5m高く設定する…」と記載があるので、基本的には現況地盤高さを変えず、屋外キュービクル等の必要な箇所のみ嵩上げを行うという方針でよろしいでしょうか。	浸水対策については、基本計画に示す考え方を基本としつつ、関連法令、周辺条件、造成計画及びコスト等を踏まえ、受注者の提案によるものとします。なお、現時点では、現況地盤を極力活用し、必要な範囲において部分的な造成等を行うことを想定しています。
27	3.仕様書 P7.2.(5)(6) 土木設計業務	土木設計にかかる次の設計対象の数量と設計項目をご教示ください。 【土木基本(予備)設計】 ・道路中心線測量(路線測量・縦横断測量) ・敷地造成基本設計 【土木実施(詳細)設計】 ・敷地造成設計	【土木基本(予備)設計】 ・道路中心線測量：御所小学校 0.11km 御所中学校 0.16km ・敷地造成基本設計 御所小学校 1.9ha 御所中学校 1.9ha 【土木実施(詳細)設計】 ・敷地造成設計 御所小学校 1.9ha 御所中学校 1.9ha を想定していますが、業務開始後、協議のうえ決定するものとします。
28	3.仕様書 P7.2.(5) 土木設計業務	道路拡幅基本設計は、設計業務等標準積算基準書および同(参考資料)(国土交通省)に定める「道路予備設計(B)」相当の設計項目と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

29	3.仕様書 P7.2.(5) 土木設計業務	擁壁、雨水排水、汚水排水および雨水貯留等、土木設計にかかる貴市独自の設計基準がございましたらご教示ください。	本市ホームページにおいて御所市開発指導要綱および開発指導要領を公開しておりますので確認してください。
30	3.仕様書 P7.2.(5) 土木設計業務	道路中心線測量(路線測量・縦横断測量)にて作成する測量図各図の縮尺をご教示ください。	業務開始後、協議のうえ決定するものとします。
31	3.仕様書 P7.2.(5)(6) 土木設計業務	擁壁基本設計、および擁壁設計の箇所数と位置をご教示ください。	想定している新設を必要とする擁壁箇所図(構造計算を必要としない擁壁も含む。)を追加資料としてホームページに公表します。ただし、提案を妨げるものではありませんので変更可能です。
32	3.仕様書 P7.2.(5) 土木設計業務	擁壁基本設計時に、工法の比較検討は必要でしょうか。また液状化判定を含めた擁壁の耐震設計が必要と考えてよろしいでしょうか。	工法の比較検討および液状化判定を含めた擁壁の耐震設計は必要です。
33	3.仕様書 P7.2.(6) 土木設計業務	(6)土木実施(詳細)設計業務欄に「道路拡幅基本設計」「配水ポンプ移設基本設計」と書かれていますが、それぞれ「道路拡幅設計」「配水ポンプ移設設計」と読み替えてもよろしいでしょうか。	「道路拡幅設計」「配水ポンプ移設設計」と読み替えてください。
34	3.仕様書 P7.2.(5)(6) 土木設計業務	道路拡幅基本設計、道路拡幅設計にかかる道路構成、車線数、延長をご教示ください。またCBR試験は必要でしょうか。	道路構成等については、業務開始後、協議のうえ決定するものとします。なお、CBR試験は必要です。
35	3.仕様書 P7.2.(5)(6) 土木設計業務	配水ポンプ移設基本設計、配水ポンプ移設設計にかかる既設ポンプの規模、移設先(距離等)をご教示ください。	業務開始後、協議のうえ決定するものとします。
36	3.仕様書 P7.2.(6) 土木設計業務	土木基本(予備)設計業務に雨水貯留施設や雨水排水設備に関する項目がありません。基本計画等により配水区域、配水計算、ルート検討、管径、規模や位置等は既に検討済みで、その資料を貸与いただけるものと考えてよろしいでしょうか。ある場合は施工規模(管径・延長)、施工方法(開削・推進)等をご教示ください。ない場合は、流域確認や排水設計等も含め、土木基本(予備)設計業務にて予備設計を実施する必要があります。	これまでに、土木設計による検討は行っていません。よって、本事業の土木工事にかかる基本(予備)設計、実施設計は本業務にすべて含まれるものとなります。

37	3.仕様書 P7.2.(6) 土木設計業務	雨水・汚水排水設計に係る測量作業(中心線測量、縦断測量、横断測量)は、本業務に含まれるでしょうか。	測量作業については、令和7年度に実施済みです。ただし、道路内の測量作業は本業務に含まれます。
38	3.仕様書 P7.2.(6) 土木設計業務	施設平面図、区画割平面図、流量計算書、各種諸元は受領可能でしょうか。	これまでに、土木設計による検討は行っていないため当該資料は存在しません。
39	3.仕様書 P7.2.(6) 土木設計業務	排水設備の耐震性能(地震動レベル1、1・2等)に指定があればご教示ください。	業務開始後、協議のうえ決定するものとします。
40	3.仕様書 P7.2.(6) 土木設計業務	マンホールトイレを設置する必要があるでしょうか。	業務開始後、協議のうえ決定するものとします。
41	3.仕様書 P8.2.(7) 積算業務	積算に際しRIBC対応は必要でしょうか。	必要ありません。
42	3.仕様書 P8.2.(8) 手続きに関する業務	計画通知の申請先は民間の審査機関でも可でしょうか。	可能です。
43	3.仕様書 P8.2.(8) 手続きに関する業務	「各種申請手数料の納付は含まない」と記載されていますが、手数料は全て貴市にてご負担いただけると解釈してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	3.仕様書 P8.2.(8) 手続きに関する業務	貴市における開発許可申請について、協議開始から完了まで概ねどれくらいの期間を要するでしょうか。	開発許可申請の許可権者は奈良県となるため、本市で具体的な期間はお答えできません。標準的な処理期間は設けられていますが、関係機関との調整により変動すると思われます。
45	3.仕様書 P9.2.(9) その他業務	現況計画図が別紙として提供されていますが、測量図(平面・レベル・既存インフラ)はご提供いただけるものとし、土木設計に関する業務を除き測量業務は本業務に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

46	3.仕様書 P10.2.(9) その他業務	学校用家具と厨房機器の提案書作成が本業務に含まれていますが、造り付け家具を除き、これらの購入費は工事費には含まないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、提案書にかかる備品等の購入費の算出は必要です。
47	3.仕様書 P14.4.(1) 別表3	別表3(実施設計成果品リスト)に既存建築物の解体図が含まれていませんが、解体設計は本業務に含まれるでしょうか。含まれる場合、小学校敷地の解体対象建物は⑩体育館(屋内運動場)・⑬管理棟(管理教室棟)・⑭北棟(教室棟)・⑮中央棟(教室棟)・⑯南棟(教室棟)のみとし、プール・⑰プール専用更衣室・⑱プール専用機械室・⑲プール専用便所、およびその周辺の小規模建物は解体対象外と考えてよろしいでしょうか。また中学校敷地の建物は全て解体対象でしょうか。	⑩体育館(屋内運動場)と⑬管理棟(管理教室棟)の施設間を繋ぐ渡り廊下のみ解体設計の対象とします。中学校敷地の建物は全て解体対象となりますが、解体設計は本業務には含まれません。
48	3.仕様書 P14.4.(1) 別表3	(解体設計が本業務に含まれる場合)解体対象建物にPCB含有物は残置されているでしょうか。	PCB含有物については、処理済みのため残置はありません。
49	3.仕様書 P14.4.(1) 別表3	(解体設計が本業務に含まれる場合)地下躯体および杭の撤去も本業務に含まれるでしょうか。	渡り廊下の解体設計にあたっては、地上部のみならず、地下躯体(基礎等)の撤去についても本業務に含まれます。
50	3.仕様書 P14.4.(1) 別表3	(解体設計が本業務に含まれる場合)解体対象建物のアスベスト調査は本業務に含まれるでしょうか。また、含まれる場合、法令の定めにより、建築物等の解体等工事を行う元請業者又は自主施工者は、当該建築物等に特定建築材料が使用されているか否かについて調査する義務があるため、設計段階では図面・目視等による調査までとし、施工者が改めて調査・分析を実施するものと考えてよろしいでしょうか。 【参考(奈良県HP)】 https://www.pref.nara.lg.jp/n091/59952.html	お見込みのとおりです。
51	3.仕様書 P14.4.(1) 別表3	(解体設計が本業務に含まれる場合)解体工事の積算については、新築と同様の精度の積算(各部材の数量×単価)を求めるものではないと考えてよろしいでしょうか。	必要となります。

52	3.仕様書 P15.4.(1) 別表 3	実施設計業務の成果物として電波障害予測調査報告書が記載されていますが、予測調査の実施は基本設計時に行っても問題ないでしょうか。	適切な時期に調査を行うものとし、業務開始後、協議のうえ決定するものとします。
53	3.仕様書 P16.4.(1) 別表 4	質疑回答 No.9 にて解体設計は含まれないとありますが、別途工事にて解体する部分をご教示ください。また、計画にあたって工事着手時の状況(解体の地中残置物等含む)をご教示ください。 なお、残置物がある場合、該当部分の解体設計は本業務に含むと考えてよろしいでしょうか。	別途工事にて解体する部分は、⑩体育館(屋内運動場)と⑬管理棟(管理教室棟)の施設間を繋ぐ渡り廊下以外が対象となります。なお、工事着手時には、⑩体育館(屋内運動場)、⑯南棟(教室棟)、⑰プール更衣室、⑱プール専用機械室、⑲プール専用便所、プールが既に除却している予定です。 また、義務教育学校を整備するうえで支障が出る残置物がある場合は、該当部分の解体設計は本業務に含まれます。
54	4.添付資料 現況計画図	CADデータをご提供いただくことは可能でしょうか。	現況計画図のCADデータは提供可能です。希望する場合は、事務局宛に電子メールにて提供を依頼してください。
55	4.添付資料 現況計画図	敷地、既存建物等の CAD データの提供は可能でしょうか。	質問 54.の回答のとおりです。
56	4.添付資料 現況計画図	敷地周辺における電気・ガス・上下水道のインフラ図を提供いただくことは可能でしょうか。	上下水道のインフラ図については提供可能です。希望する場合は、事務局宛に電子メールにて提供を依頼してください。ただし、電気・ガスのインフラ図については、提供できる資料はありません。
57	4.添付資料 基本計画 P15	仮に高さ15mを超える計画となる場合、関係機関との協議は貴市内部のみの手続きとなるでしょうか。また、その場合、当該協議にどれくらいの期間を要するでしょうか。	高さ15mを超える計画となる場合は、本市内部での確認・協議に加え、御所市都市計画審議会での協議が必要になります。協議期間については、提案内容、建物高さ、周辺環境、景観への配慮などの内容により変動するため、現時点で一律に期間をお示することはできません。 設計業務の中で、関係機関との協議に必要な資料作成及び協議支援を行っていただくことを想定しています。

58	4.添付資料 基本計画 P15	基本計画で検討されている断面計画では、高さ制限(15m)を越えた計画となっていますが、今回のプロポーザルでのご提案は高さ制限緩和の特例許可を行うことを前提として考えて宜しいでしょうか。	本業務における提案にあたっては、高さ15m以内に収めることのみを前提とするのではなく、教育機能、施設配置、敷地条件、工事中の学校運営等を踏まえ、必要な合理的理由がある場合には高さ制限を超える計画も提案可能とします。 ただし、高さ制限を超える計画については、周辺環境・景観への配慮、必要性・合理性、代替案との比較等を整理した上で、関係機関との協議及び必要な手続きを行うことが前提となります。 したがって、「特例許可を行うことを当然の前提」とするものではありませんが、高さ制限を超えざるを得ない合理的な理由を明確にした提案については可能とします。
59	4.添付資料 基本計画 P17	基本計画 P.17 に「必要な防災倉庫及び備蓄倉庫を設置します。」と記載がありますが、面積をご指示ください。またこれらの倉庫面積は仕様書 P.3 に記載の延床面積には含まれないと考えてよろしいでしょうか。	業務開始後、協議のうえ決定するものとします。
60	4.添付資料 基本計画 P25	事業スケジュール案では小学校プールを解体するようになっていますが、基本計画 P.14 を見ると凡例の後ろに隠れて判別できません。既存プールは解体して広場を整備するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。学校運営を継続しながらの工事となるため、工事期間中、運動場を確保するために小学校プールを解体し広場を整備する計画です。本業務においては、当該範囲も含めて提案してください。
61	4.添付資料 基本計画	小学校と中学校等をつなぐ敷地外の工夫について提案範囲外と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

※なお、回答した内容は、「御所市義務教育学校建設に関する基本設計及び実施設計業務 公募型プロポーザルに係る募集要項、様式、仕様書」に反映されたものとみなします。